

被扶養者申請時の必要添付書類

必ず注意事項等を参照してください。
扶養や収入の状況によっては、下記の添付書類以外にも追加で書類の提出をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

◎必須 ○該当者は必須

必要な添付書類		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
		必須		①～⑤に該当するものすべて														※6夫婦共同扶養①～⑤に該当するものすべて					
		被扶養者申請書（異動届）※1個人番号記入必須	世帯全員の住民票（続柄等が明記されたもの）	（別居先等が世帯全員の住民票）※2	戸籍謄本 ※3	直近の所得証明書 ※4	直近3か月分の給与明細書の写しまたは勤務実績証明書	証明契約変更前の直近3か月分の給与明細書の写し込	（決定申告書や内訳書も含む）	（年金振込通知書の写し等も含む）	（年金者・受取者が分かること）※5金額・送金日・送金者・受取者の送金証明書	雇用保険受給票（1～2）の写しおよび	②雇用保険受給資格者証のすべての写し	（③資格喪失確認通知書の写し	社④会保険料未記入の退職の証明源泉徴収票の写し	⑤受給期間延長通知書の写し	事業廃止届の写し	在学証明書	退前①職年配日の偶が源泉の記徴し証明	（②厚配生年金の保険料1か月分記された給与明細書の写し	書ま③もたは業確定申告書があるべ配ージ者の写し（決算証明内書訳	収④入働見込証明した書（か勤務の実配偶証明の書に業記載でもの間	育⑤児産休業・取得時の中収入の被保険者および配偶者の
認定対象者																							
配偶者	無職かつ無収入の方	◎	◎	○	○	◎					○	○	○	○	○	○							
	パート・アルバイトによる給与収入のある方	◎	◎	○	○	◎	◎				○	○											
	パート・アルバイトによる給与収入のある方（所得証明書と扶養申請時点の勤務先が違う場合）	◎	◎	○	○	◎	◎				○	○	◎	◎	◎	○							
	パート・アルバイトによる給与収入のある方（所得証明書と扶養申請時点の勤務先は同じだが雇用契約等が変更された場合）	◎	◎	○	○	◎		◎			○	○		○									
	退職された方	◎	◎	○	○	◎					○	○	◎	◎	◎								
	退職後に失業給付受給延長をしたまたはする方	◎	◎	○	○	◎					○	○	◎			◎							
	失業給付受給中または受給終了された方	◎	◎	○	○	◎					○	○		◎									
	個人事業主だったが廃業した方	◎	◎	○	○	◎					○	○					◎						
	給与収入および自営業・農業・不動産収入等のある方	◎	◎	○	○	◎	◎	○	◎	○	○	○		○									
	自営業・農業・不動産収入等のある方	◎	◎	○	○	◎			◎	○	○												
給与収入および年金収入のある方	◎	◎	○	○	◎	◎	○			◎	○												
無職で年金収入のある方	◎	◎	○	○	◎					◎	○	○	○	○	○	○							
18歳以上で学生でない子	出生～15歳（義務教育終了迄）の方	◎	◎	○	○						○								○	○	○	○	○
	ひとり親の出生～15歳（義務教育終了迄）の方	◎	◎	○	◎						○												
	学生の方（高校・予備校・専門学校・大学・大学院）	◎	◎	○	○						○	○						◎	○	○	○	○	
	ひとり親の学生の方（高校・予備校・専門学校・大学・大学院）	◎	◎	○	◎						○	○						◎					
	無職かつ無収入の方	◎	◎	○	○	◎						○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	パート・アルバイトによる給与収入のある方	◎	◎	○	○	◎	◎				○	○							○	○	○	○	
	パート・アルバイトによる給与収入のある方（所得証明書と扶養申請時点の勤務先が違う場合）	◎	◎	○	○	◎	◎				○	○	◎	◎	◎	◎	○		○	○	○	○	
	パート・アルバイトによる給与収入のある方（所得証明書と扶養申請時点の勤務先は同じだが雇用契約等が変更された場合）	◎	◎	○	○	◎		◎			○	○		○					○	○	○	○	
	退職された方	◎	◎	○	○	◎					○	○	◎	◎	◎	◎			○	○	○	○	
	退職後に失業給付受給延長をしたまたはする方	◎	◎	○	○	◎					○	○	◎				◎		○	○	○	○	
	失業給付受給中または受給終了された方	◎	◎	○	○	◎					○	○		◎					○	○	○	○	
	個人事業主だったが廃業した方	◎	◎	○	○	◎					○	○					◎		○	○	○	○	
	給与収入および自営業・農業・不動産収入等のある方	◎	◎	○	○	◎	◎	○	◎	○	○			○					○	○	○	○	
	自営業・農業・不動産収入等のある方	◎	◎	○	○	◎			◎	○	○								○	○	○	○	
	給与収入および年金収入のある方	◎	◎	○	○	◎	◎	○			◎	○							○	○	○	○	
	無職で年金収入のある方	◎	◎	○	○	◎					◎	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	

- 注1 市区町村で交付される書類は原本（写し不可・交付日から3か月以内のもの）をご提出ください。
- 注2 写しと記載していない書類は原則原本を添付してください。
- 注3 収入とは、給与収入以外の通勤費等の非課税収入および賞与も含まれます。
- 注4 個人事業主で事業開始から1年間の実績が確定申告できない場合は、収入の状況が把握できないため、扶養申請できません。
1年間（1月～12月）の実績を確定申告後、扶養申請可能となりますのでご注意ください。なお、e-taxで確定申告される場合は、受信通知等を保管しておいてください。
- 注5 別居の場合は、仕送り証明書が必要です。ただし、単身赴任または子の通学による別居は、認定対象者が世帯主で同居人が居ない場合は仕送り証明書は不要です。
- 注6 二世帯住宅等で世帯が別（住民票で世帯分離）の場合は別居扱いとなります。
- 注7 同居の親族の収入確認をさせていただく場合があります。
- 注8 扶養開始日（認定日）について、扶養事由発生日から1か月以内に健保組合へ書類が到着すれば、扶養事由発生日が扶養開始日（認定日）となります。
ただし、必要書類に不備や不足がなく、当組合が認めた場合に認定となります。
また、扶養事由発生日から1か月以上経過して健保組合に書類が到着した場合は、遡り認定はできません。健保組合に書類が到着した月の1日を扶養開始日（認定日）とします。

- ※1 「被扶養者申請書（異動届）」の個人番号（マイナンバー）記入欄は必ず記入してください。
- ※2 別居の場合は、別居先の認定対象者が居住している世帯全員の住民票をご提出ください。（被保険者が居住している住民票は不要）
- ※3 戸籍謄本は、認定対象者がひとり親または別居の場合や、親族等の確認の場合に必要です。状況によっては、その他の理由でご提出いただく場合がありますのでご了承ください。
- ※4 所得証明書の金額がアスタリスク（*）で表示されている場合、収入金額の判断ができないため、必ず金額の表示があるもの（収入金額が分かるもの）をご提出ください。
- ※5 仕送り金額は、認定対象者の収入月額以上で最低の目安は1人当たり月10万円になります。必ず被保険者から認定対象者への振込みが確認できる仕送りをしてください。
（振込先の通帳の写し、ネットバンキングの履歴の写し、振込依頼書の写し、現金書留による送金控えの写し）
- ※6 子を扶養するとき、配偶者が被保険者である場合（夫婦共同扶養）、配偶者の収入が被保険者の収入より少ないことを証明する書類が必要です。

被扶養者申請時の必要添付書類

必ず注意事項等を参照してください。
扶養や収入の状況によっては、下記の添付書類以外にも追加で書類の提出をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

◎必須 ○該当者は必須

必要な添付書類		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
		必須										①～⑤に該当するものすべて							※6夫婦共同扶養①～⑤に該当するものすべて				
		被扶養者申請書（異動届）※1個人番号記入必須	世帯全員の住民票（続柄等が明記されたもの）	（別居先等の世帯全員の住民票）※2	戸籍謄本 ※3	直近の所得証明書 ※4	勤務実績3か月分書の給与明細書の写しまたは	証明書（証明書）	契機変更前の直近3か月分書の給与明細書の写し	（決定申告書や内訳書を含む）	年金振込通知書の写し等も含む	送金近3か月分の送金証明書（送金額・送金日・年金近3か月分の送金証明書）※5	雇用保険受給資格者証のすべての写し	（③資格喪失無しの通知書の写し）	社④会雇用保険料未加入明記の退職時の源泉徴収票の写し	⑤受給期間延長通知書の写し	事業廃止届の写し	在学証明書	退前①職年配日の偶の源泉徴収票の写し（④源泉徴収票の該当する場合は）	（②厚配生偶年者の保険料1か月分記された給与明細書の写し）	書③もたは業含む確定申告がある配1偶者の写し（⑤所得書証明内書記）	収④入見込証明書（勤務の実績証明書の明記に業主記載でも可）	育⑤児産休業・取得時中の被保険者および配偶者の
認定対象者																							
実父・実母	無職かつ無収入の方	◎	◎	○	○	◎					○	○	○	○	○	○							
	パート・アルバイトによる給与収入のある方	◎	◎	○	○	◎	◎				○	○											
	パート・アルバイトによる給与収入のある方（所得証明書と扶養申請時点の勤務先が違う場合）	◎	◎	○	○	◎	◎				○	○	◎	◎	◎	◎	○						
	パート・アルバイトによる給与収入のある方（所得証明書と扶養申請時点の勤務先は同じだが雇用契約等が変更された場合）	◎	◎	○	○	◎		◎			○	○			○								
	退職された方	◎	◎	○	○	◎					○	○	◎	◎	◎								
	退職後に失業給付受給延長をしたまたはする方	◎	◎	○	○	◎					○	○	◎			◎							
	失業給付受給中または受給終了された方	◎	◎	○	○	◎					○	○		◎									
	個人事業主だったが廃業した方	◎	◎	○	○	◎					○	○					◎						
	給与収入および自営業・農業・不動産収入等のある方	◎	◎	○	○	◎	◎	○	◎	○	○				○								
	自営業・農業・不動産収入等のある方	◎	◎	○	○	◎			◎	○	○												
	給与収入および年金収入のある方	◎	◎	○	○	◎	◎	○			◎	○											
	無職で年金収入のある方	◎	◎	○	○	◎					◎	○	○	○	○	○	○						
兄弟姉妹・孫	18歳以上で学生でない子	出生～15歳（義務教育終了迄）の方	◎	◎	○	○						○											
		学生の方（高校・予備校・専門学校・大学・大学院）	◎	◎	○	○						○	○					◎					
	18歳以上で学生でない子	無職かつ無収入の方	◎	◎	○	○	◎					○	○	○	○	○	○						
		パート・アルバイトによる給与収入のある方	◎	◎	○	○	◎	◎				○	○										
		パート・アルバイトによる給与収入のある方（所得証明書と扶養申請時点の勤務先が違う場合）	◎	◎	○	○	◎	◎				○	○	◎	◎	◎	◎	○					
		パート・アルバイトによる給与収入のある方（所得証明書と扶養申請時点の勤務先は同じだが雇用契約等が変更された場合）	◎	◎	○	○	◎		◎			○	○			○							
		退職された方	◎	◎	○	○	◎					○	○	◎	◎	◎							
		退職後に失業給付受給延長をしたまたはする方	◎	◎	○	○	◎					○	○	◎			◎						
		失業給付受給中または受給終了された方	◎	◎	○	○	◎					○	○		◎								
		個人事業主だったが廃業した方	◎	◎	○	○	◎					○	○				◎						
		給与収入および自営業・農業・不動産収入等のある方	◎	◎	○	○	◎	◎	○	◎	○	○				○							
		自営業・農業・不動産収入等のある方	◎	◎	○	○	◎			◎	○	○											
		給与収入および年金収入のある方	◎	◎	○	○	◎	◎	○			◎	○										
		無職で年金収入のある方	◎	◎	○	○	◎					◎	○	○	○	○	○						

【添付書類における使用目的と注意事項】

書類名	使用目的および注意事項	書類入手先
世帯全員の住民票（続柄等が明記されたもの）	同居、続柄、世帯構成（他の扶養義務者）等を確認するために使用します。続柄が省略された住民票は受付不可とします。	居住地の市区町村
別居先の世帯全員の住民票（続柄等が明記されたもの）	認定対象者が世帯主であり、同居人がいないか等を確認するために使用します。続柄が省略された住民票は受付不可とします。	居住地の市区町村
戸籍謄本	ひとり親の認定対象者の親権者等の確認や、別居等の理由で被保険者と認定対象者の続柄を確認することができない場合に使用します。	居住地の市区町村
所得証明書	前年度の収入がないことや、収入金額を確認するために使用します。所得証明書の金額がアスタリスク（*）で表示されている場合、収入金額の判断ができないため、必ず金額の表示があるもの（収入金額が分かるもの）をご提出ください。	居住地の市区町村
直近3か月分の給与明細書の写し	現在の収入金額の把握と、年間収入金額を推測するために使用します。	勤務先
勤務実績証明書	給与支払月からの実績と見込の1年間分を認定対象者の勤務先の事業主に証明していただき、年間収入金額を推測するために使用します。	ダイヤ連合健康保険組合HP
契約変更前の直近3か月分の給与明細書の写しおよび契約変更後の勤務実績証明書（年間収入見込証明書）	雇用契約が変更されたことおよび年間収入の見込金額を確認するために使用します。（現在の勤務先で以前より勤務している方）	勤務先
確定申告書の写し（決算書や内訳書のすべての写し）	自営業・農業・不動産収入等の給与収入以外の収入金額がある方の総収入（総売上）および経費を確認するために使用します。健保で認めた直接的必要経費のみ経費として認めます。	税務署への申告控え
年金振込通知書の写し（障害年金・遺族年金等も含む）	年金（障害年金・遺族年金等も含む）収入を確認するために使用します。	日本年金機構等
直近3か月分の送金証明書（送金額・送金日・送金者・受取者が分かること）	被保険者が認定対象者に定期的に継続して仕送りをしており、生計を維持していることを確認するために使用します。	－
離職票（1）・（2）の写し	退職したことを確認するために使用します。	退職した勤務先
雇用保険受給状況確認書	雇用保険（失業給付）の受給状況を確認するために使用します。基本手当日額によっては、受給期間中は被扶養者となれませんのでご注意ください。	ダイヤ連合健康保険組合HP
雇用保険受給資格者証のすべての写し	失業給付を受給中または受給が終了したことを確認するために使用します。受給終了の場合は、「支給終了」と印字されたものをご提出ください。	ハローワーク
資格喪失確認通知書の写し（離職票発行無しの場合）	退職したことを確認するために使用します。（離職票の発行を希望しなかった方）	退職した勤務先
雇用保険未加入明記の退職証明書または社会保険料明記無しの退職時の源泉徴収票の写し	退職したことを確認するために使用します。（雇用保険未加入の方）	勤務先
受給期間延長通知書の写し	失業給付の受給延長をされていることを確認するために使用します。	ハローワーク
事業廃止届の写し	廃業し収入がなくなったことを確認するために使用します。	税務署への申告控え
在学証明書	高校生以上の学生で在学中であることを確認するために使用します。	在籍中の学校
配偶者の直近の所得証明書または前年の源泉徴収票の写し	配偶者の前年度の年間収入金額を確認するために使用します。退職された方は、退職日が明記された源泉徴収票の写しをご提出ください。	所得証明書は居住地の市区町村源泉徴収票は勤務先
配偶者の直近1か月分の給与明細書の写し（厚生年金保険料の明記があるもの）	配偶者の現在の収入金額の把握と、年間収入金額を推測するために使用します。	勤務先
営業収入等がある配偶者の直近の所得証明書または確定申告書の写し（決算書や内訳書のすべての写し）	配偶者の前年度の年間収入金額を確認するために使用します。	所得証明書は居住地の市区町村確定申告は税務署への申告控え
働き始めたばかりの配偶者の事業主発行の年間収入見込証明書（勤務実績証明書に記載でも可）	配偶者の年間収入の見込金額を確認するために使用します。	勤務先
産休・育児中の被保険者および配偶者の育児休業取得時収入額確認表	被保険者および配偶者の育児休業給付金等の支給金額を推測するために使用します。	ダイヤ連合健康保険組合HP